

過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興 対策実施地域、奄美群島における工業用機械 等に係る特別償却 《所得税・法人税共通》

1. 特例の対象業種、資産

製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業等に係る
機械、建物等。

注) 地域により、対象となる業種、資産が異なります。

2. 特例の内容

租税特別措置法の定めにより、通常の償却額に加え、
当該資産を取得して事業の用に供した事業年度に限り、
取得価額の一定割合に相当する金額を特別償却額として
計上し、経費に含めることができる制度です（→節税効
果が期待できます）。

3. 適用期限

平成25年3月31日

対象業種と償却割合

業 種		製造の事業	農林水産物等販売業（注6）	旅館業	その他
取得価額		2,000万円超			
償 却 割 合	過疎地域（注1）	機械等 10/100 建物等 6/100		建物等 6/100	情報通信技術利用事業（注7） 機械等 10/100 建物等 6/100
	半島振興対策実施地域（注2）	機械等 10/100 建物等 6/100	（注9） 機械等 10/100 建物等 6/100		
	離島振興対策実施地域（注3）	機械等 10/100 建物等 6/100			情報サービス業等（注8）（注9） 機械等 10/100 建物等 6/100
	過疎地域に類する地区（注5）	機械等 10/100 建物等 6/100		建物等 6/100	情報サービス業等（注9） 機械等 10/100 建物等 6/100
	奄美群島（注4）	機械等 10/100 建物等 6/100	機械等 10/100 建物等 6/100		情報サービス業等 機械等 10/100 建物等 6/100
適用期限		平成25年3月31日			

- （注1） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に基づき指定された過疎地域のことをいいます。
- （注2） 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に規定する半島振興対策実施地域のことをいいます。
- （注3） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のことをいいます。
- （注4） 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島のことをいいます。
- （注5） 離島振興対策実施地域のうち、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）による要件を満たす地区のことをいいます。
- （注6） 農林水産物等販売業とは、半島振興対策実施地域及び奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とした事業です。
- （注7） 情報通信技術利用事業（コールセンター）とは、次の2つの業務及び当該業務により得られた情報又は分析の業務に係る事業です。
- ① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - ② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要となる基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- （注8） 情報サービス業等とは、①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット附随サービス業及び④コールセンターに係る事業です。
- （注9） 半島振興対策実施地域における農林水産物等販売業及び離島振興対策実施地域における情報サービス業等は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号）の施行日（平成23年6月30日）以後に対象資産を取得等した場合に適用対象となります。

4. 特例の効果

機械等を取得して事業の用に供した事業年度の申告時、経費に通常の償却費に加え特別償却額を算入することが出来るため、所得税・法人税の課税標準額を減少させることができます。(⇒課税の繰り延べ効果が発生します。)

<計算例>

取得価額2,800万円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を8年、定額法による償却の場合、

毎期の減価償却額は $2,800\text{万円} \div 8 = \underline{350\text{万円}}$

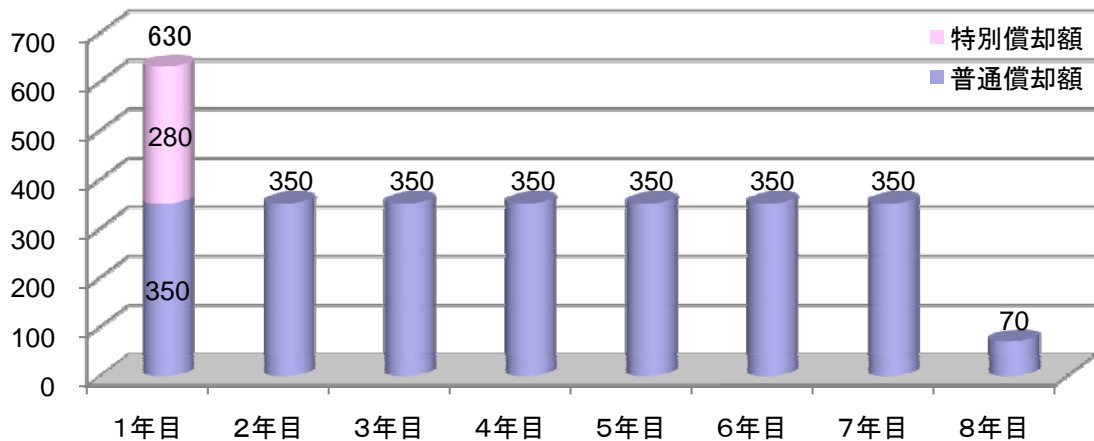
特別償却限度額（初年度のみ）は

$2,800\text{万円} \times 10/100 = \underline{280\text{万円}}$ （10%の特別償却）

初年度の償却額は

（普通償却額）＋（特別償却額）＝ $350\text{万円} + 280\text{万円} = \underline{630\text{万円}}$

償却額(百万円)



担当部署 お問い合わせ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 特殊土壌地帯担当 (代表)03-3502-8111(内線5643)、(直通)03-6744-2498		
地域毎の制度の詳細については、右に掲げる部署までお問い合わせください。	【過疎地域】	総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室	03-5253-5536
	【半島振興対策実施地域】	国土交通省 都市・地域整備局 地方振興課 半島振興室	03-5253-8425
	【離島振興対策実施地域】及び【離島振興対策実施地域における過疎地域に類する地区】	国土交通省 都市・地域整備局 離島振興課 (http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/index.html)	03-5253-8421
	【奄美群島】	国土交通省 都市・地域整備局 特別地域振興官	03-5253-8424